平成２８年（フ）第３９３号
埼玉県所沢市東所沢１丁目34番地の４
破産者　岩本　智年
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６４４号
札幌市豊平区西岡５条２丁目６番11号
破産者　三枝　盛秀
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７０号
名古屋市守山区中新20番３号　カシータス中新Ｂ
破産者　櫻井　健一
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６１号
名古屋市熱田区千年２丁目32番20号
破産者　アサイデンタルラボこと　浅井　昭博
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２６５号
大阪府東大阪市若江本町２丁目７番10号、前住所大阪府東大阪市御厨栄町２丁目９番10号
破産者　安口　啓二
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１８号
大阪府交野市向井田１丁目69番１号
破産者　川越　　修
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９９号
大阪府池田市神田４丁目13番12―105号、申立時の住所大阪府池田市豊島北１丁目６番５―411号
破産者　武田　幸浩
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９号
北海道斜里郡斜里町文光町36番地25、開始決定時の住所北海道斜里郡斜里町ウトロ西111番地
破産者　畠山　良三
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
盛岡市本宮６丁目35番16号　パインヒルＤ―102号
破産者　梨木　祐亮
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５６号
宮城県栗原市一迫真坂字南町24番地　サービス付き高齢者向け住宅　一迫ウエックガーデンよしざわ、住民票上の住所宮城県栗原市金成普賢堂花館39番地
破産者　佐藤恵三子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
滋賀県犬上郡甲良町大字尼子1253番地
破産者　小島　崇靖
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５１号
高知市一宮中町３丁目５番25号
破産者　藤田万千子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５０号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目28番23―103号、旧住所福岡市東区香椎５丁目４番30―3406号
破産者　義経　満男
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０６号
福井県敦賀市新和町１丁目７番２―302号サンブリエ和久野Ⅱ号、開始決定時の住所滋賀県高島市城山台２丁目15番地13
破産者　森　　和幸
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８９号
静岡県富士市西柏原新田170番地　レオパレス柏原105号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市草崎12番地２
破産者　鈴木　悦雄
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―1030号
破産者　松下　　孝
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５０号
盛岡市月が丘２丁目15番２―501号、開始決定時の住所盛岡市みたけ３丁目38番59号
破産者　才川　　敦
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部